2　平成三十三年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車（二輪の原動機付自転車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の原動機付自転車並びに付随車を除く。）については、保安基準第六十六条の二第一項中「防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止する」とあるのは「防止する」と、細目告示第二百七十条の二第二項第二号及び第二百八十六条の二第二項第二号中「でき、かつ、上半身を過度に前傾しないようにする」とあるのは「できる」と、細目告示第二百七十条の二第二項第四号及び第二百八十六条の二第二項第四号中「腰部及び上半身」とあるのは「腰部」と読み替えることができる。

（頭部後傾抑止装置等）

第七十五条　平成三十三年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十六条の三並びに細目告示第二百五十四条の三、第二百七十条の三及び第二百八十六条の三の規定は、適用しない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百三十五号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

平成三十年四月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

改正後

1	（略）		
	会計	項	目	摘要
	一般会計	（略）		
		住宅防災事業費 北海道開発事業費	住宅市街地総合整備促進事業費補助（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費補助を除く。）	地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（住宅市街地総合整備事業に係る事業に限る。）、耐震対策緊急促進事業に係る事務事業を除く。）、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）及び空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）に限る。
	（略）			

改正前

1	（略）		
	会計	項	目	摘要
	一般会計	（略）		
		住宅防災事業費 北海道開発事業費	住宅市街地総合整備促進事業費補助（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費補助を除く。）	地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業及び住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（住宅市街地総合整備事業に係る事業に限る。）、耐震対策緊急促進事業に係る事務事業を除く。）、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）及び空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行う住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）に限る。
	（略）			

（新設）